2024 (令和 6) 年度介護職等加算手当等について

2024年4月給与より介護職等加算手当等(処遇改善・特定・ベースアップ)の制度が変更となります。

(制度の概要)

この制度は従来の3加算(処遇改善・特定・ベースアップ)を統合し、より介護職員の処遇改善を図るためのものとなります。今回の改定では特養・ショートの加算率 12.6%が 14%、通所 8.2%が 9.2% (想定総額年間 3 3 0 万円) に増額となる見込みです。つきましては 4 月の給与より処遇改善支援補助手当を相当分増額し、正式に加算が始まる 6 月の給与からは処遇改善手当に一本化し合計金額をそれぞれの手当とさせて頂きます。

(現在対象者 65名)

処遇改善手当 (現行通り)

	当法人における処遇改善手当の取り扱いは、介護職員とする。
1	介護福祉士であり夜勤業務に従事する者 月35,000円の手当支給
	介護福祉士を有せず同業務に従事する者 月33,000円の手当支給
2	介護福祉士であり日勤業務に従事する者 月 24,000 円の手当支給
	介護福祉士を有せず同業務に従事する者 月 22,000 円の手当支給
3	介護福祉士であり通所介護に従事する者 月 28,000 円の手当支給
	介護福祉士を有せず同事業に従事する者 月 24,000 円の手当支給
4	週40時間以下勤務の者は上記手当を勤務時間により配分する
⑤	年間余剰分は冬季賞与・または一時金として配分する

支援補助手当(改定)

	当法人における支援補助手当の取り扱いは、介護職員および相談員とす
	る。
6	夜勤業務に従事する者 月 15,000 円の手当支給
7	日勤業務に従事する者 月 7,000 円の手当支給
8	週40時間以下勤務の者は上記手当を勤務時間により配分する

処遇改善(特)手当

	当法人における介護職員特定処遇改善の取り扱いは、介護職員であり各
	担当業務において全てのシフトを務める者を対象とする。
9	介護福祉士取得後10年の経験を経た者 月13,000円の手当支給
10	他職員の教育や業務の構築、シフト編成等を行い、グループを統率する
	立場の業務を行うユニットリーダー等 月 25,000 円の手当支給
11)	当法人での勤務期間が 10 年を超える者 月 5,000 円の手当支給
12	介護福祉士資格を有する者月800円

※令和6年6月以降はそれぞれの手当を合計、一本化し処遇改善手当として表記する 尚、上記要綱についてはそのまま流用する事となります。

昨年度改善実績 (法人全体) 42, 423, 217 円

本年度改善予定 (法人全体) 49, 249, 623 円 全体で 6, 826, 406 円の改善予定